

議題2 道路運送法第20条第2号の規定に基づく営業区域外旅客運送の期間延長 (案)

1 要旨

温海温泉観光自動車(株)(山形県鶴岡市)より、営業区域外旅客運送の禁止規定の例外(道路運送法(以下「法」という。)第20条第2号)を適用した一般乗用旅客自動車運送事業について、期間の延長について協議の申し出があったため協議するもの。

2 営業区域外旅客運送の内容

(1) 営業区域外旅客運送の必要性

令和2年に地域のタクシー事業者が廃業したことにより、当該地域では交通空白が生じた。これを受け、令和5年度から、当該タクシー事業者による旅客運送及びNPO法人による公共ライドシェアの導入により、交通空白の解消を図ってきた。引き続き、区域外や夜間の移動など柔軟な対応が求められる場面においては、民間タクシー事業者による運行が必要である。

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| (2) 営業区域外旅客運送の区域 | 新潟県村上市山北地域 |
| (3) 営業区域外旅客運送を行う事業者 | 温海温泉観光自動車(株)
代表取締役 柿崎裕 |
| (4) 営業区域外旅客運送を行う期間 | 令和8年7月6日から1年間 |
| (5) その他必要な事項 | 必要に応じて延長を検討 |

3 営業区域外旅客運送を行う事業者の概要 … R8.3.31現在

- | | |
|--------------|---|
| (1) 名称及び代表者名 | 温海温泉観光自動車(株) 代表取締役柿崎裕 |
| (2) 所在地 | 山形県鶴岡市湯温海甲80 |
| (3) 運転員数 | 9名 |
| (4) 車両数 | 13台(内、本社11台、鼠ヶ関営業所2台) |
| (5) 事業内容 | <ul style="list-style-type: none">・一般乗用旅客運送(法第4条許可)・一般乗合旅客自動車運送事業(法第4条許可)・特定旅客自動車運送事業(法第43条許可)・自家用自動車有償貸渡事業・その他(鶴岡市スクールバス運転業務等) |

【参考資料】

現在の営業体制

- (1) 山北徳新会病前に1台待機(8:00~16:30)
- (2) 令和8年4月に新たに山北地域の運転手を雇用したことから、地域のニーズに応じた柔軟な対応が可能となった。

表：温海温泉観光自動車の令和7年度(R7.4~R8.3)の利用状況

年	月	稼働日数	人数	件数計	目的(地)別件数				
					病院	駅	買物	観光	その他
R7	4月	8	15	10	6	4			
	5月	9	20	13	5	2	1	2	3
	6月	5	12	7	4	3			
	7月	8	29	13	6	1			6
	8月	12	51	23	6	8	7	2	
	9月	2	3	2	1	1			
	10月	3	4	4	1		3		
	11月	8	23	12	4	1	2		5
	12月	6	12	7		1	4		2
R8	1月	5	11	7	2	3	2		
	2月	5	18	8	1	1	1		5
	3月	8	16	8	2	2			4
	計	79	214	114	38	27	20	4	25
	月平均	6.6	17.8	9.5	3.2	2.3	1.7	0.3	2.1
利用割合					33.3%	23.7%	17.5%	3.5%	21.9%